

税制大綱が発表されました

平成25年2月22日

例年なら年末に公表される税制大綱が、昨年末の衆議院選挙のため、今年は1月末に発表されました。今回のFAXニュースはこのうち、贈与税と相続税について解説させて頂きたいと思えます。

子や孫への教育資金の1500万円贈与

子や孫に対し、一人につき教育資金を1,500万円まで非課税で生前贈与できる制度が新設されます。認められる期間は平成25年4月1日から平成27年12月31日までとなっています。

この制度は、親から子への贈与というより、祖父母が孫に将来の教育資金を一括して贈与することを想定しており、高齢者の財産をできるだけ早い段階で若い世代に移転することを目的としています。

贈与の対象者は直系の子や孫ですが、生まれたばかりの赤ちゃんから29歳までが対象となります。

具体的な贈与の方法としては、まず信託銀行等の金融機関に子や孫の名義の口座を開設します。口座開設後、平成27年12月31日までに教育資金をまとめて預け入れます。そして、教育資金の非課税申告書を金融機関を通じて税務署に提出します。

口座からの払い出しについては、金融機関に教育費としての用途が明らかとなる領収書を提示する必要があります。教育費として認められるのは、学校の入学金や授業料のほか、留学費用も対象となる見通しです。具体的な対象や制度設計については今後、文部科学省が決めます。

受贈者が30歳になると口座は優遇対象から外れ、口座の残額には贈与税がかかります。なお、塾や習い事など学校以外への支払にも使うことが出来ますが、使用可能な金額は1,500万円のうちの500万円までとなっています。

ここでひとつ気をつけて頂きたいのは、現行制度でも祖父母・親が必要に応じて子や孫にその都度、生活費や教育費を援助する資金については非課税ということです。

教育費・生活費には、教育機関への入学金、授業料だけでなく、塾や通学費、下宿先への家賃なども含まれ、援助の額に特に限度はありません。しかし、祖父母が活着していることが前提であり、その都度消費されてしまうことが必要です。援助した資金が残っていると贈与税の課税対象となります。

こうしたことから、新制度のメリットは「早期」かつ「まとめて」贈与することが出来ることとなります。祖父母が贈与することにより相続税の節税をすることが出来ます。孫がたくさんいるところでは、それぞれの孫に贈与することによって、相当な金額の節税が可能になります。親にとっても子供の教育資金を確保しておくことが出来ますので、家計の大きな助けになります。

相続税の増税

2年前の平成23年度の税制改正で増税となるはずでしたが、平成23年3月の東日本大震災のため、この税制改正が吹き飛びました。今回、改めて改正されることになりましたが、平成27年1月の相続からと3年以上適用が遅くなりました。今回の税率等改正案は平成23年当時の案をそのまま引き継ぐ形となっています。

① 最高税率の引き上げ

相続税の税率を現行6段階の税率区分を8段階に増やされるとともに、最高税率を現行の50%から55%に引き上げられます。

② 基礎控除の縮小

基礎控除が4割縮小されます。相続財産からの控除額が減少する結果、必ず相続税額が増加することとなりました。計算は以下の通りです。

現行制度 5,000万円+(1,000万円×法定相続人の数)

改正後 3,000万円+(600万円×法定相続人の数)

相続財産額が1億円、法定相続人が妻と子2人の3名の場合、基礎控除は現行制度では8,000万円となり、相続税は100万円でした(法定相続割合で相続し、配偶者控除適用後の金額、以下同様)。しかし、平成27年以降は基礎控除が4,800万円になるため、相続税額が315万円となり、約210万円の増税となります。相続財産が2億円の場合では、相続税額は1,350万円となり、増税額は400万円となります。

小規模宅地の特例の拡充

財産に対して課税される相続税において、不動産の比率はとて大きく、相続人の生活の基盤となる自宅や事業に使用している土地建物に多額の相続税がかかり、その支払いのために売却するようなことでは制度として理不尽です。そこで、被相続人が住んでいた自宅の土地や、事業に使用していた土地については、評価を最大80%減額し、相続税を軽減する制度を「小規模宅地の特例」と言います。

自宅の場合は配偶者か又は同居していた家族の方(同居者がいない場合は別居の家族でも適用可能な場合もあります)がその土地を相続する必要があります。また、事業用の場合は事業を継いだ人がその土地を相続する必要があります。

(1) 対象の面積の拡大

80%減額出来るのは自宅の土地240㎡まで、事業用土地が400㎡まで(貸付事業は200㎡まで50%減額)となっていました。しかも、両方ある場合は、按分計算により、最大で400㎡しか適用が受けられませんでした。

しかし今回、この制限が緩和されます。まず自宅土地については適用可能面積が240㎡から330㎡に拡大になります。

さらに、自宅用と事業用の併用が認められ、最大730㎡と、適用面積が拡大します。自宅の広い方、事業を営んでいる方、地価の高い場所では、かなり有利な改正になります。この改正

は、平成27年1月以降の相続に適用されます。

(2) 適用条件がゆるやかに

自宅の場合、被相続人との「同居」が条件でした。内部で行き来できない二世帯住宅に住んでいることや、親が老人ホームに入居してしまった場合など、これまでは適用を受けられないこともありました。しかし、平成26年1月以降の相続から改正によりこれらの条件が緩和されることになりました。具体的には、

①二世帯住宅で被相続人とその親族が各独立部分に居住していた場合でも、小規模宅地の特例が適用可能

②親が老人ホームに入ってしまった場合でも、介護のために必要な入所であり、かつ自宅が貸し付けられていない場合には小規模宅地の特例が適用可能

といった内容です。いずれもこれまで問題が指摘されてきたもので、まだ不十分な面がありますが、良い改正であると思います。

子・孫への贈与の税率軽減

高齢者の資産を若い世代に移転することを目的として、直系の子や孫への贈与の税率が軽減されます。しかし、子・孫以外の一般の贈与については従来通りのため、贈与税の税率表が2通りとなります。

410万円までの贈与では差は出ませんが、500万円の贈与では子・孫の場合48.5万円、一般の場合53万円の贈与税となり、差額は4.5万円。1千万円の贈与では子・孫の場合177万円、一般の場合231万円の贈与税となりますので、差額は54万円となります。

なお、相続税の税率が多段階となるため、それに合わせて贈与税の税率も45%、55%の税率が新設されました。

これらの贈与税の改正は平成27年1月以降の贈与に適用されます。

その他の改正のうち法人税関係については、次号以降でご説明させていただきます。その他ご質問がございましたら当事務所の各担当までお問い合わせ下さい。

以上